

条例の点検・見直しシート

条例の題名		作成年月日	
三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例		平成24年6月29日	
条例番号		公 布 日	
平成10年三重県条例第48号		平成10年12月24日	
所管部局課		直近改正日	
総務部総務課		平成16年3月23日	
条例の概要		電 話 番 号	
地方自治法第252条の36に基づき毎年度包括外部監査契約を結ばなければならない。また、同法第252条の37に基づき財政的援助団体並びに、公の施設の管理における出納及びその他の事務について包括外部監査人が監査できることを条例で定めることができる。とされている。		059-224-2190	
		条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	現在もこの条例措置に基づき外部監査を実施しており、目的達成の妥当性を有している
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	監査の透明性確保のため必要
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき外部監査が実施されている
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	規制を行う内容のものではない
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法の規程により条例措置を求められている
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第252条の37、第252条の39～第252条の43
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	地方自治法のいう条例措置すべき部分を定めているだけであり、不整合の生じる余地はない
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	包括外部監査では補助金を受けた民間団体等への監査ができなくなるなど、監査対象が限定される。個別外部監査では住民監査請求の請求人による監査実施団体を、監査委員事務局で実施するか、それとも外部監査人で実施するかについては、この条例措置により実施できるが、廃止した場合は選択肢がなくなり、監査委員事務局しか実施できなくなる（外部監査人を過ぐ余地がなくなる）
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	外部監査実施により、専門性の高い監査結果報告が提出され、県民に対し県行政への信頼性を高める効果がある。コストについては全国の契約状況を参考に全国平均より低い額で契約をしている
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	監査結果を通じて、行政運営が修正されるため、効果は一部の県民に限定されない
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	県予算からの執行であり、一部の県民に負担を求めようなどことはない
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	監査対象団体に対して、監査実施通知を送付し、協力依頼を行っている
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無

改正・
廃止の
必要は
ない

包括外部監査は、地方自治法により都道府県に義務付けされている。財政的援助団体並びに、公の施設の管理における出納及びその他の事務については条例により措置できる規定であるが、この措置により監査委員事務局監査とほぼ同じ監査対象に対して包括外部監査を実施できる。個別外部監査も同様である。このため、条例改正・廃止する余地はない。

見直しに関する規定の有無

有効期限に関する規定の有無

無

無